

## 修学上の特別な配慮を要する学生の受け入れと支援に関する申し合わせ

### 1. 基本的な考え方

- 1) 埼玉医科大学短期大学(以下、本学)は、建学の精神に「病める者への労りと奉仕心の育成」、「師弟同行の学風の育成」とあるように、常に「病める者に寄り添うこと」、「教師が学生に寄り添いともに歩み、ともに学び合うこと」を基本的態度として掲げている。そのため、修学上の特別な配慮を要する学生(以下、配慮を要する学生)の卒業・修了認定、看護学科の学位授与(短期大学士)については、ディプロマ・ポリシーに示す学修成果を身につけている限りにおいて最大限、支援することを基本とする。また、学生間の共感に基づく支援が精神的基盤となることが重要である。
- 2) 基本的には、個別の状況、疾病・障害等、特別な配慮を要する事案の種類、程度、進行度、などに対しきめ細かい対応を図ることが重要であり、一概一律の適不適の基準を持つべきではない。
- 3) 具体的には、卒業要件(看護師国家試験受験資格)・修了要件(助産師国家試験受験資格)を満たしていくために、講義を受講するだけでなく、看護技術・助産技術の修得や臨地実習での対応が可能であるかが現実的な問題となるが、これに関しても一律の対応を設けるのではなく、実習施設等との連携を密に取りながら可能な限り支援する方向を探ることとする。
- 4) 以上の基本的原則に則り、配慮を要する学生に対する、入学における受け入れについては入試部長が、単位の修得に関しては教務委員長が、学生生活上の対応については学生部長、および看護学科長、専攻科長が、個々の案件ごとに衆議に基づいて総合的な判断を行い、教授会における承認を得て決定する。

### 2. 対応の時期に関して

- 1) 「改正障害者差別解消法」の理念に則り、入学者選抜においては合理的な配慮のもとに、また対応可能な範囲内で受験機会を支援する方向で準備する。
- 2) 学生募集要項の選抜枠ごとに「疾病・負傷や障害等のために、受験上特別な配慮を希望する方は、出願時に本学入試係へ申し出てください」との記載をしていることを受けて、事前の確認と対応体制の準備を図る。
- 3) 入学後に発生する特別な配慮を要する事例に関しては、合理的な配慮を第一に考慮し、学生本人への心理的支援も含め、また保護者との連絡を緊密に保ちつつ進めることとする。

### 3. 担当者、相談員の配置

- 1) アドバイザー教員、学生部の教員、事務部職員が個々の学生に対応する。
- 2) 本人の申出を受け、上記担当教職員が関係する担当教員に対し、事前あるいは定期的な情報提供を行う。例えば、色素障害、聴力障害をもつ学生への対応例としては、理解しやすいスライドや資料などで支援する。
- 3) 身体的な障害の他に、発達障害等、近年増加傾向にあると言われている精神認知機能上の問題を抱えた学生に対しては、アドバイザー教員や学生部の教員、事務部職員が連携をとり、生活と学習の双方から支援を行う。

#### 4. 施設・設備の対応

- 1) 本学は障害者用トイレが1階に設置してある。各講義室にはエレベーターを利用して移動可能である。
- 2) 今後、多様化すると考えられる特別な配慮を要する事例に種類に対応するために、基本的に個別の事例に合わせた対応を図る。

#### 5. 学生、教職員に対する周知と個人情報への配慮

- 1) 以上の対応の方針と手段につき、学生に対しては、学生便覧に記載するとともに入学時と各学年当初のオリエンテーションで説明を行う。
- 2) 教職員においても、入職時オリエンテーションで周知を徹底する。
- 3) 新たな事案の発生時には、学科会議、教授会等、あらゆる機会を通じて関係者に周知する。
- 4) 以上の経過中に、本人の個人情報の無用な拡散が起こらないよう十分に留意する。

以上